

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	松戸市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

松戸市長

## 公表日

令和4年4月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<p>1. 事務の目的 予防接種の実施によって感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。</p> <p>2. 事務の全体概要 松戸市(以下「本市」という。)は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、市内に住民登録している者に対し、対象者であること、実施の期間、実施方法等を通知し、接種勧奨を行う。 また、委託医療機関より、実施報告を受け、予防接種台帳に記録が必要な事項について記載し、実績を基に支払いを行う。</p> <p>3. 特定個人情報を取り扱う事務 本市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 予防接種の実施 (2) 予防接種の給付の支給 (3) 予防接種の実費徴収 (4) 予防接種の台帳の作成 (5) 健康被害の救済措置の事務</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 (2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	<p>1. 総合保健福祉システム 2. 庁内共通連携基盤システム 3. 中間サーバ 4. ワクチン接種記録システム(VRS)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種各種データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一(10、93の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 3. 番号法第9条第2項 4. 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第一(30の項) 5. 番号法第19条第6号(委託先への提供) 6. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会を行う場合に限り)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条の2第2号、第12条の2の2、第59条の2 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号 047-366-7107
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	松戸市 健康福祉部 健康推進課 松戸市竹ヶ花74-3 電話番号 047-366-7483

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> <span style="float: right;">[ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> <span style="float: right;">[ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I-4情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2の項 2. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第13条	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2の項 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第13条、第13条の2	事後	1情報照会→情報提供 2情報提供→情報照会へ修正 条の追加(13条の2)
平成29年7月31日	IIしきい値判断項目1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	IIしきい値判断項目2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	IIしきい値判断項目1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	IIしきい値判断項目2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	5②所属長の役職名	田中 勝規	健康推進課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IV リスク対策		記載	事後	様式改正
令和2年7月10日	IIしきい値判断項目1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月10日	IIしきい値判断項目2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月7日	I-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>2. 事務の全体概要</p> <p>松戸市(以下「本市」という。)は、予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、市内に住民登録している者に対し、対象者であること、実施の期間、実施方法等を通知し、接種勧奨を行う。</p> <p>また、委託医療機関より、実施報告を受け、予防接種台帳に記録が必要な事項について記載し、実績を基に支払いを行う。</p> <p>3. 特定個人情報を取り扱う事務</p> <p>本市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p>	<p>2. 事務の全体概要</p> <p>松戸市(以下「本市」という。)は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、市内に住民登録している者に対し、対象者であること、実施の期間、実施方法等を通知し、接種勧奨を行う。</p> <p>また、委託医療機関より、実施報告を受け、予防接種台帳に記録が必要な事項について記載し、実績を基に支払いを行う。</p> <p>3. 特定個人情報を取り扱う事務</p> <p>本市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p>	事後	時点修正
令和3年7月7日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一(10の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条</p>	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一(10、93の2の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2</p>	事後	時点修正
令和3年7月7日	I-4情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第7号 別表第二 16の2の項</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第13条、第13条の2</p>	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第7号 別表第二 16の2、16の3、115の2の項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条の2第2号、第12条の2の2、第59条の2</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月7日	IIしきい値判断項目1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月7日	IIしきい値判断項目2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	未制定	4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 (2)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	事務手続きの追加
令和3年11月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	未制定	4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	事務手続きの追加
令和3年11月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	未制定	1. 番号法第9条第1項 別表第一(10、93の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 3. 番号法第9条第2項 4. 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第一(30の項) 5. 番号法第19条第6号(委託先への提供) 6. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会を行う場合に限る)	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、16の3、115の2の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条の2第2号、第12条の2の2、第59条の2 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条の2第2号、第12条の2の2、第59条の2 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	事務手続きの追加
令和3年11月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	事務手続きの追加
令和3年11月18日	III しきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	事務手続きの追加
令和3年11月18日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	未制定	(3) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事務手続きの追加